

富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成25年度 第2回富津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成25年8月2日(金) 午後1時30分～午後2時20分
3 開催場所	ホテル千成 3階会議室
4 審議等事項	議件 (1)富津市国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選挙について (2)富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について 報告事項 (1)平成24年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
5 出席者	委員 枚崎兆延 齊藤千代子 飛澤三郎 鮎川和子 三枝奈芳紀 平川恵敏 山崎智子 高梨良勝 福原敏夫 松原和江  事務局 佐久間清治 正司富夫 村上泰隆 島田 守 渡邊房男 藤寄 勉 栗本聖子 阿形麻衣
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人(定員2人)
9 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 国民健康保険係 電話 0439(80)1271
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成25年度 第2回富津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 平成25年8月2日(金) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時20分
- 2 場所 ホテル千成 3階会議室
- 3 出席委員  
杵崎 兆延 (1号委員)  
齊藤 千代子 (1号委員)  
飛澤 三郎 (1号委員)  
鮎川 和子 (1号委員)  
三枝 奈芳紀 (2号委員)  
平川 恵敏 (2号委員)  
山崎 智子 (2号委員)  
高梨 良勝 (3号委員)  
福原 敏夫 (3号委員)  
松原 和江 (3号委員)
- 4 欠席委員  
加藤 大介 (2号委員)  
永井 庄一郎 (3号委員)
- 5 議件  
(1) 富津市国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選挙について  
(2) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
- 6 報告事項  
(1) 平成24年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- 7 事務局職員  
佐久間市長 正司健康福祉部長 村上納税課長  
島田国民健康保険課長 渡邊国民健康保険課長補佐  
藤崎国民健康保険係長 栗本特定健診推進係長  
阿形主事

渡邊補佐

定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いて、お集まりいただいております。

それでは、ただ今より、平成25年度第2回富津市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。お手許の次第により進めさせていただきます。

なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は、12名でございます。本日、10名の委員の方に出席いただいております。その過半数を超えておりますので運営協議会は成立いたします。

それでは、次第の2「市長あいさつ」でございます。佐久間市長よりごあいさつをお願いします。

佐久間  
市長

皆さん、こんにちは。

本日は、公私ともにお忙しいなか、会議にご出席賜り誠にありがとうございます。

また、このたびは、富津市国民健康保険運営協議会委員に就任いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国では、社会保障制度改革推進法に基づき設置された、社会保障制度改革国民会議において、昨年来、医療を含め社会保障制度全般にわたる議論が行われております。

6月24日に開催された国民会議においては、「市町村国保の広域化について、保険者業務の一部を都道府県に移して役割を強化する一方で、保険料徴収や保健事業などの機能は市町村に残す『分権的広域化』を進めていくことで大筋一致した。」と報道がされました。

今後、国民会議の設置期限である8月21日に向けて、最終報告書の取りまとめが行われると思いますが、国の情報を的確に把握し、国や県の補助金の確保を図るとともに、特定健康診査、特定保健指導など保健事業を積極的に展開し、医療費の適正化を図り、被保険者の皆様が安心して医療を受けられる事業運営に努めて参りますので、今後も、委員皆様方のご指導、ご協力をお願いします。

さて、本日の会議内容につきましては、富津市国民健康保険運営協議会会長並びに副会長の選挙、及び富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の諮問と、平成24年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込の報告でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

渡邊補佐

それでは、次第の3「富津市国民健康保険運営協議会委員の紹介」でございます。

なお、本日欠席の加藤委員以外の方は、再任でございますが、7月1日より依囑をさせていただきますので、健康福祉部長の正司から改めてご紹介申し上げます。

正司部長

それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様の、ご紹介

介をさせていただきます。恐れ入りますが資料にあります座席表の順にご紹介させていただきます。

(座席表に沿って委員の紹介)

渡邊補佐 続きまして、議事でございます。富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますが、委員就任後の最初の会議であるため、会長及び副会長が不在でありますので、会長、副会長が選挙されるまでの間、市長に議事進行をお願いいたします。

佐久間 会長が選挙されるまでの間、議事の進行をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。  
市長  
それでは、議件(1)「富津市国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選挙について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

島田課長 はい。お手許にございます資料の1ページをご覧ください。国民健康保険法施行令の抜粋を記載しております。第5条第1項に「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」とあり、第2項に「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。」とありますので、会長及び副会長を公益を代表する委員の中から全委員による選挙により当選人を決定していただきたいと存じます。  
以上で説明を終わります。

佐久間 事務局の説明は終わりました。選挙といってもいろいろな方法  
市長 がありますが、如何いたしましょうか。

枚崎委員 前回と同様に指名推薦という方法で選出をお願いしたいと思います。  
ます。

佐久間 ただいま、枚崎委員から前回と同様に指名推薦という意見が出  
市長 ましたが如何でしょうか。

委員一同 異議なし。

佐久間 それでは、指名推薦の方法による選挙に決定されましたので、  
市長 どなたか会長、副会長の推薦をお願いします。

福原委員 高梨委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。

佐久間 市長	ただいま、推薦されました高梨委員を会長に指名し、当選人に決定することで、ご異議ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
佐久間 市長	異議なしと認めます。高梨委員が会長に当選されました。続きまして、副会長はどなたがよろしいでしょうか。
高梨会長	引き続き福原委員にお願いしたいと思いますが。
佐久間 市長	ただいま、福原委員が副会長に推薦されましたが、当選人に決定することで、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし
佐久間 市長	異議なしと認めます。福原委員が副会長に当選されました。それでは、会長、副会長が選挙されましたので、私の議事進行は終わらせていただきます。
渡邊補佐	ただいま、会長に選挙されました高梨委員には、恐れ入りますが、議長席への移動をお願いします。 会長には、この後の議事進行をお願いするわけですが、議事に入る前に、会長並びに副会長からごあいさつを賜りたくお願い申し上げます。高梨会長よりお願いいたします。
高梨会長	本日は、お集りいただきましてありがとうございます。 会長にご推薦いただきました高梨でございます。 今、振り返ってみますと、議員に当選したのが34年前でございます。千葉県でも古いほうになってしまいました。どういう御縁か20数年にわたって国保に携わって今日まで来たわけですが、引き続きご推薦がありましたので、委員と相談しながら市民のために一生懸命努めてまいりたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。
渡邊補佐	ありがとうございました。続きまして、福原副会長お願いいたします。
福原委員	それでは、私に副会長ということでございました。引き続きその任を務めさせていただきますけれども、高梨会長を補佐し、この協議会がスムーズな運営ができますように、またいろいろな面で皆様からご意見を伺いながら会議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。
渡邊補佐	ありがとうございました。 それでは、この後の議事進行を高梨会長にお願いいたします。

高梨会長

それでは、規約に従いましてしばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。ご案内申し上げました議事の次第に沿って進めて参ります。

議件(2)富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

島田課長

それでは、議件(2)富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について、説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。改正理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されましたので、それにあわせて国民健康保険税条例の一部を改正するものです。内容としては大きく分けると2つあり、1つ目は上場株式等に係る配当所得等の損益通算について、国債や地方債といった特定公社債の譲渡損益等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備。2つ目は株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う規定の整備と、分けたことによる規定の新設です。

また、3ページの附則にあります施行期日が平成29年1月1日になっております。国民健康保険税としましては平成29年度分から適用になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

高梨会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問ございますか。

松原委員

地方税法改正前の国民健康保険税の計算方法と、改正後の国民健康保険税の計算方法はどう変わるのですか。

島田課長

計算の方法と言いますか、今まで非課税だった公社債の譲渡損益が課税の対象になって、株式等の譲渡損益と損益通算出来るようになりますので、その中で譲渡所得が出れば国民健康保険税の所得割の計算対象になるということです。

松原委員

では、公社債や株式を持っている人には有利になるのですか、不利になるのですか。

正司部長

有利、不利というのはその方の状況にもよると思いますが、今回の改正については、金融証券の一元化ということの中の一つとして、損益通算の範囲の拡大があります。株式の場合には現在も申告すれば3年間の損益通算がありますが、平成28年1月1日からの公社債の譲渡損益についても、株式の譲渡損益と損益通算出来るようになるわけですから、大きな損失があった方については、3年間の繰越損失をしたほうが得だということがありますか

ら、例えば申告した年に利息分の所得が増えたとしても、今後3年間どうなるのかということを見極めた中で、申告をされる方もいると思います。必ずしも、申告をしたほうがいいのかというのはその方によって違ってくるとは思います。損益通算の範囲が広がりますので、一般的には税金を払うのが少なくなるというふうにも考えてもよろしいかと思えます。

高梨会長 他に何かございますか。なければ、この旨答申ということによろしいでしょうか

委員一同 異議なし。

高梨会長 それでは、この旨答申いたします。  
次に報告事項(1)平成24年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

藤寄係長 報告事項(1)の「平成24年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込」について、ご説明申し上げます。

5月24日に開催していただきました第1回運営協議会において、4月末における平成24年度決算見込を報告いたしました。平成24年度決算が調製され、7月9日に監査委員の審査に付されましたので、改めて報告させていただきます。

お手許にございます資料の2ページをご覧ください。表の1番左に科目、その右の(a)列に3月補正後の平成24年度予算現額、その右の(b)列に平成24年度決算見込額、更に、その右に決算見込額から予算現額の差引き額を記載し、そして、表の右半分は科目ごとの説明を記載しています。

それでは、歳入について、科目ごとに決算見込額と予算現額を比較しながらご説明申し上げます。

まず、国民健康保険税についてご説明申し上げます。表の中ほどよりやや上に国民健康保険税の計の行があり、その(b)列に決算見込額を記載しています。18億4,338万1,260円の決算見込額で、予算現額に対して2,867万3,260円の増収です。これは、3月補正の時点で現年度分86.45%、滞納繰越分14.88%と想定していた収納率が、滞納整理や滞納処分強化等の滞納対策により、現年度分86.94%、滞納繰越分16.76%となり、現年度分、滞納繰越分とも収納率が想定よりも上回ったことが主な要因でございます。

次に国庫支出金です。合計で15億3,982万7,274円の決算見込で、予算現額に対して6,751万8,274円の増額です。これは、の療養給付費負担金の算定係数の変動と、の調整交付金のうち経営姿勢良好団体に交付される特別調整交付金、いわゆる特々調の増加が主な要因でございます。

なお、療養給付費等負担金は、一般被保険者の保険給付費等の

32%相当額が交付されるものですが、8ヶ月分の給付実績額と4ヶ月分の給付見込額の合計額に、補正係数を乗じて交付されているため、平成25年度においてその精算を行います。

また、の特定健康診査等負担金、びの高齢者医療制度円滑運営事業補助金についても、平成25年度において精算を行います。

次にの療養給付費等交付金です。この交付金は、退職被保険者に係る保険給付費等の額から、退職被保険者に係る国民健康保険税を控除した額が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。2億1,206万2,000円の決算見込みです。これも平成25年度に精算を行います。

次にの前期高齢者交付金です。高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う目的で社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。16億7,142万5,394円の決算見込みです。

内容は、平成24年度の概算交付額、15億4,583万4,938円に、平成22年度の概算交付額が過少交付だったことによる、平成22年度精算額1億2,559万456円を加算したものでございます。

また、この平成24年度の概算交付金は、翌々年度の平成26年度に精算を行うこととなっています。

次に県支出金です。合計で3億9,272万5,145円の決算見込で、予算現額に比べ953万8,145円の増となります。これは、その保険者の取組み状況によって交付される特別調整交付金の増収が主な要因でございます。

次に共同事業交付金です。これは医療費の額が30万円を超える場合の8万円を超える部分の額から、前期高齢者交付金相当額を控除した額の59%が、千葉県国民健康保険団体連合会で行っている高額医療費支払いのための再保険事業である共同事業から交付されるもので、予算現額に比べ463万371円増の7億1,425万1,371円の決算見込みです。

次に繰入金です。予算現額の6億6,597万1千円に対して、1億1,950万514円の決算見込みです。国民健康保険基金繰入金の減額及び物件費の繰入金、出産育児一時金繰入金の減少が主な要因でございます。

次に繰越金です。平成23年度からの繰越金で3億7,385万2,690円です。

次にその他の収入です。国民健康保険税の督促手数料及び延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金、国民健康保険基金の利子などの収入で1,999万6,769円の決算見込です。

以上の歳入の合計で、予算現額に対しまして1,046万3,389円増の73億1,399万2,389円の決算見込みでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。3ページをご



覧ください。

まず、Aの総務費です。これは国民健康保険を運営するための事務費及び職員給与費で1億6,881万7,498円の決算見込みです。この部分は、すべて一般会計から繰入が行われます。

次に保険給付費です。中ほどより下に保険給付費の計の行があります。予算現額に対しまして1億2,335万3,272円減の44億342万1,728円の決算見込です。

これは、3月補正の時点で平成24年12月までの支払実績から4.37%と見込んだ被保険者1人当たり給付費の対前年度伸び率が、決算では1.72%の伸び率だったことによるものです。

次にGの後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度を支援するため、後期高齢者医療の保険給付費の40%相当額を社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので8億4,922万6,670円の決算見込となります。

内容は、平成24年度の概算納付額8億7,460万8,042円から平成22年度の超過納付額2,544万6,717円を控除し、事務費65,345円を加算したものです。また、この平成24年度の概算納付額は、翌々年度の平成26年度に精算することとなります。

次にHの前期高齢者納付金等は、高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う前期高齢者交付金の被保険者数割の社会保険診療報酬支払基金への拠出金で、86万5,167円の決算見込みです。これも、平成22年度の精算分と平成24年度の概算納付分でございます。

次にIの老人保健拠出金は、平成20年度に社会保険診療報酬支払基金へ概算納付してあります事務費拠出金の精算分で、4万1,141円の決算見込みです。

次にJの介護納付金は、介護保険給付費の29%相当額を医療保険者として負担するために社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので、4億542万6,580円の決算見込みとなります。

内容は、平成24年度概算納付額4億324万2,364円に、平成22年度の不足額218万4,216円を控除したものでございます。これも、平成23年度の概算納付額は、翌々年度の平成26年度に精算を行うこととなります。

次にKの共同事業拠出金については、国民健康保険団体連合会で事業運営する医療費の額が30万円を超える場合の高額療養費の支払いのための再保険事業である共同事業に対する拠出金で、対象医療費から控除する前期高齢者交付金が増額したことなどから、予算現額に対して7,129万3,593円減の7億3,106万3,407円の決算見込となります。

なお、拠出金の確定時期が2月中旬であるため、3月補正には諮れず、決算段階で7,129万3,593円の減額となってしまいました。

次にLの保健事業費は、特定健康診査の事業費、短期人間ドックの助成費用やレセプト点検などの費用で、予算現額に対して7

75万2,161円減の、7,474万2,839円の決算見込みです。

次にMのその他の支出につきましては、基金積立金、国民健康保険税の過誤納還付金、国県支出金返還金などで、予算現額に対しまして874万5,547円減の4億4,949万5,453円の決算見込みとなります。

以上の歳出を合計しまして、70億8,310万483円の決算見込みとなり、歳入歳出差引きしますと、下の表にありますとおり、2億3,089万1,906円の剰余金が生ずることとなります。

なお、この剰余金によって、療養給付費等負担金や特定健診等国県負担金など、平成24年度において超過交付となった国及び県などからの交付金等の返還金約7千900万円の財源に充てることとなります。

以上で、報告事項(1)の「平成24年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」の説明を終わります。

高梨会長 ただいま事務局より説明がありました。何かご質問はございますか。

9ページの歳入の一般会計繰入金が少なくなったというのは、自動的に少なくなるわけですね。

島田課長 一般会計の法定内繰入というのは職員の人件費、物件費、保険基盤安定、出産育児一時金、保険者支援金と決まっています。今回、金額が減った要因は人件費と物件費が下がったということです。

松原委員 国民健康保険基金繰入金が2億から1億になったのは、収支の関係で減らしたということでしょうか。

島田課長 先ほど説明がありましたように、医療費の伸び率を4.37%と見込んでいたのが、1.72%に抑えられましたので最終的に1億円で済んだということでございます。

高梨会長 富津市の収納率は4市でも良いほうですね。

村上課長 1番は袖ヶ浦市で、2番が富津市です。

高梨会長 現在、国民健康保険税の未収金はいくらありますか。

島田課長 10億8,000万円です。昨年度は10億7,000万円ありました。平成22年度が10億2,000万円、平成23年度が10億7,000万円、毎年、伸びが5,000万円ほどありましたが、収納率が上がりましたので平成24年度は1,00

高梨会長

0万円の伸びに抑えられています。

ほかにございますか。なければ以上で協議会を終了いたします。

(午後2時20分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにここに署名する。

平成25年8月30日

議事録署名人